

アソシエーションが参政权!!

在日外国人に参政权を求める 第2回全国集会



呼びかけ団体 : 人としての権利を主張する会・大阪/民族差別と闘う大阪連絡協議会

在日外国人の参政权を求める100人会・東京/在日党を励ます会

在日外国人の参政权を考える会・福井/大阪・福井各訴訟原告団&弁護団

協力 : 自治労福井県本部・福井県キリスト教連盟・新幹社

1993.5.16

福井県教育センター

— 日 程 —

☆ 一 部

AM. 11:00 ~ PM. 12:30 交 流 会 (第三会議室)

☆ 二 部

PM. 1:00 集 会 開 始

挨拶(呼びかけ団体代表)…嶋田千恵子(在日外国人の参政権を考える会・福井)

各裁判の経過&原告団の紹介

大阪. 金正圭他10名の訴訟 (報告者・金正圭原告)

福井. 李鎮哲他3名の訴訟 (報告者・李鎮哲原告)

大阪. 在日党の訴訟 (報告者・李英和原告)

パネルシンポジウム

テーマ 【改憲? 護憲? それとも……

在日外国人と日本国憲法】

・ パネラー

浦 部 法 穂 (神戸大学法学部教授)

山 川 暁 夫 (大阪経法大学教授)

梁 泰 昊 (フリーライター)

・ コーディネーター

丹 羽 雅 雄 (弁護士)

— ディスカッション —

(参加者からの質疑応答)

アピール&決議

閉会挨拶

★集会終了後、第三会議室で簡単な懇親会を行いますので、
お時間のある方はぜひ、ご参加ください。(会費1000円)

ご挨拶

呼びかけ団体代表 嶋田千恵子

「国際化社会」から「国際貢献」に日本の社会のキーワードが変わり、ものごとが「国際貢献」の名のもとに進行しております。しかし、私たちの意識は変化しているでしょうか。戦後の清算もきちんと行わないまま、国際社会に名誉ある地位を占めたいと考えるのは、倫理的にも許されないことです。

私たちは、新憲法の理念は、主権在民、戦争放棄、基本的人権の尊重だと教えられてきました。はたして現実はどうでしょうか。第1条が天皇から始まる憲法の条文や、PKO法案のもとで行われた海外派兵など、ますます、理念から離れて行きます。

世界の潮流は、外国人住民の参政権を認め、ともに社会を築いて行くという考えに立ち国境の低くなった今、それが当然の権利として認めるようになってきました。在日外国人の参政権を求める運動は、このような動きの中、特に近年高まっています。昨年、福井で第1回の全国集会を開いて以来、大阪で李英和氏が参議院選挙に立候補手続きをし、その後、受理されないことにたいして提訴されました。そして、東京でも参政権を求める会が発足しております。

また、先日、予想される衆議院選挙に備えて、李英和氏が東京で、李真美氏が大阪で立候補予定です。また、京都市長選へD. クビャック氏が立候補表明するなど、参政権を求める動きは急展開を見せております。

昨年から憲法についての議論が高まる中、第2回の全国集会のテーマを、「外国人と日本国憲法」に致しました。＜国民＞の解釈は概念が議論され、歴史的な過程も踏まえた提言もされるでしょう。従来の方参政権のみから、現実に国政参政権を求める声が大きくなった現在、その論理立場も出されることでしょう。

参政権を基本的人権と考え、国籍の有無に捕らわれない、開かれた社会を目指す視点が求められていると思います。この集会を契機に、運動が更なる発展を見せ、「在日外国人が投票に行く日、投票される日」が近づいてくることを願ってやみません。

アソニョンハシムニカ!! 参政権
在日外国人に参政権を求める第2回全国集会
参加呼びかけ

現在日本には、日本社会に生活基盤があり、社会的な生活関係が日本人と変わらない、【日本国籍をもたない人＝定住外国人】が約95万人住んでいます。このうち約67万人が韓国・朝鮮籍の人々で、かつて朝鮮が日本に植民地とされた時、日本（人）に生活基盤を奪われ、やむなく日本に渡って来た人々とその子孫の人達です。

これらの人々は納税などの義務はあっても、義務に見合う権利は保障されず、さまざまな差別と偏見の中で暮らしています。この定住外国人の無権利・無人権状況を打破するため、各地でさまざまな闘いが取り組まれています。その一つとして、市民としての基本的権利である《参政権》を求める闘いがいま広がっています。

90年9月に大阪の在日韓国人・金正圭氏ら11人が地方参政権を、91年4月には在日英国人ヒッグス・アラン氏が国政参政権を、また同年5月には福井県在住の在日韓国人・李鎮哲氏ら4名が地方参政権を求めて提訴。いずれも現在係争中であり、さらに今年2月には、在日外国人で作る在日党（李英和代表）が「先の参議院選で立候補受付を拒否したのは不当だ。」と、国政参政権を求めて提訴しました。また東京では昨年11月「定住外国人の参政権を求める100人会」が結成され、活発な活動が続けられています。

わたしたちは、定住外国人への参政権の保障は、民族差別の撤廃に止まらず、日本社会の民主主義、基本的人権の尊重と確立・発展に必要不可欠であると考え、昨年4月19日『定住外国人に参政権を求める全国集会』を呼びかけました。これに全国の130を超える団体・個人の皆さんからご賛同を、約120名の皆さんにご参加をいただき、「住民として共通する問題の解決や決定の場を、国籍によって選別するのは間違いであり、定住外国人への参政権保障は、在日の諸権利を実現するためにも、日本に多文化共生社会が実現して行くためにも必要である」ことを確認しました。

以後、従前にまして、多数の書籍、雑誌、新聞などでも参政権問題が取り上げられ、いまや参政権は定住外国人問題や共生社会の中心的テーマとなりつつあります。

しかしその一方で、日本政府は「定住外国人には日本国籍がなく、憲法上参政権は認められない」と、憲法をタテに定住外国人の参政権を拒否しています。そして、納税・勤労等には「住民（憲法93条）」という概念を使い、義務として強制し続けています

このように日本政府は憲法を手前勝手に解釈し、自らの不法性を正当化しています。定住外国人の参政権を求める闘いの中では、常に憲法と向かい合わざるを得ません

したがって、いま日本国憲法をめぐる、改憲・護憲と議論が「高まりつつある」ことに無関心ではられません。しかし、差別的な「国民」概念をそのままにしての議論には、なんら意味がないと言わざるを得ません。定住外国人を含めた日本に住むすべての人々が、等しく人権を保障され、権利を行使できる社会をめざしての憲法論議こそ、いま求められています。そうした観点から『定住外国人に参政権を求める第2回全国集会』を下記のように開催します。全国の皆さんのご参加・ご賛同をお願いします。

〈 開催要綱 〉

名 称： アンニョンハシムニカ！！参政権
定住外国人に参政権を求める第2回全国集会
日 時： 93年5月16日（日）
会 場： 福井県教育センター3階大ホール
福井県福井市大手町2丁目-22-28
一 部： 午前 11 時より 交流集会
二 部： 午後 1 時より シンポジウム
終了後懇親会をもちます。（会費1000円）

- ◆テーマ 改憲？ 護憲？ それとも……
在日外国人と日本国憲法
- ◆パネラー 浦部法穂（神戸大学法学部教授）
山川暁夫（大阪経法大学教授）
梁 泰昊（フリーライター）
- ◆コーディネーター 丹羽雅雄（弁護士／福井訴訟弁護人）

参加費： 1000円（資料代含）／ 賛同カンパ一口2000円（資料代含）
呼びかけ団体： 人としての権利を主張する会・大阪／在日外国人の参政権を求める100人会・東京／在日党を励ます会／民族差別と闘う連絡協議会／大阪・福井訴訟原告団・弁護団／新幹社
協 力： 自治労福井県本部・福井県キリスト教連盟

連絡先： ☎0776-61-3238（FAX兼用）李龍海 福井県吉田郡松岡町23-1-1
事務局： ☎0776-27-2442 自治労福井県本部 窪田 遼

大阪選挙権訴訟経過報告

大阪「人としての権利を考える会」

90年9月14日 訴訟提起 原告11名 被告11名（選挙管理委員会）

11月29日 第1回 口頭弁論

〈原告〉○訴状陳述 ○金正圭意見陳述

○原告らの異議申し立てに対する選管決定書写提出

〈被告〉○答弁書陳述

91年2月22日 第2回 口頭弁論

〈原告〉○準備書面提出

①日本国憲法下における外国人の基本的人権について

②地方自治法第11条、同法第18条、公職選挙法第9条第2項が、憲法第92条、憲法第93条第2項に反する違憲無効の規であることについて

③ スウェーデン等における外国人の選挙権について

5月31日 第3回 口頭弁論

〈原告〉○準備書面提出

①5月31日付被告準備書面への反論

②証人浦部法穂証書調書他、書証多数提出、

〈被告〉○準備書面提出 ①被告方本案前の主張

②被告方本案についての主張

9月13日 第4回 口頭弁論

〈原告〉○準備書面提出

被告の準備書面への反論、金東勲論文 民団要望書等、多数書証提出

○証人申請 浦部法穂、江橋崇、金東勲、徐龍達
葛奉根、朴炳閔、金正圭

〈被告〉○証書認否書提出

12月13日 第5回 口頭弁論

〈被告〉○準備書面提出 9月13日付原告準備書面への反論

○書証認否書提出 ○意見書提出証人申請について

92年 3月5日 第6回 口頭弁論

〈原告〉○準備書面提出 12月13日付被告準備書面への反論

6月18日 第7回口頭弁論 証人 田 駿氏証拠調べ

10月22日 第8回口頭弁論 証人 田 駿氏証拠調べ

証人 江橋 崇氏証拠調べ

93年 1月21日 第9回口頭弁論 証人 金 旻 氏証拠調べ

ヒッグス・アラン氏訴訟経過

弁護士 美並昌雄

1. 国政レベルの参政権について

- (1) 1989年11月17日、1989年7月23日施行の参議院議員選挙の投票を行えなかった、精神的損害を受けたことに対する国家賠償請求（100万円）。その根拠は、憲法第15条に違反する、国会議員の違法な公職選挙法を改正すべき不作為義務違反。
- (2) 1991年3月29日 敗訴判決
（理由）憲法第15条による参政権は、国家の存在を前提として初めて成立する国民の権利。従って、外国人には第15条の保証は及ばない。
- (3) 1991年4月2日控訴
- (4) 1992年7月31日 高裁判決 敗訴
- (5) 1993年2月26日 最高裁判決 敗訴

2. 地方自治体レベルの参政権

- (1) 1991年4月2日
選挙名簿不登録処分に対する意義の申し出却下決定取消請求。
1991年4月21日施行の大阪府池田市議会議員選挙について、投票が出来なかったことに対する、国に対する国家賠償請求（100万円）。その根拠は国政レベルと同じ。
- (2) 1993年3月19日 第9回口頭弁論 次回5月28日

3. 上訴各訴訟の争点

国政レベル、地方自治体レベルにおいても公職選挙法の違憲性。

4. ヒッグス・アランの地位

1981年10月23日、日本国籍を有する小林雅貴と結婚し、同人との間で日本国籍の二人の子供を有するイギリス国籍の外国人で1982年3月29日来日し、1987年5月22日永住許可を受け、現在、英語教室、翻訳を業とする会社を営し、日本人、外国人を雇用している者。

私の勤める関西大学は「日本憲法」発祥の地である。それだけにやたらと強くて、押しも押されもせぬ「名門クラブ」である。国籍条項がないため、在日韓国・朝鮮人の部員もいる。わけの分からぬ「部員」概念をタテに、そのことに異を唱える者も、もちろんいない。私の生まれた日本社会は「日本国憲法」発祥の地である。その理念は崇高で、世界が模範とすべき押しも押されもせぬ「名憲法」である。だが、わけのわからぬ「国民」概念で、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人を排除している。だから私は、「日本国憲法」より「日本拳法」に親近感をもってしなう。そんな私も、昨今の憲法議論は気になる。改憲論者は「一級国」になるためにと、第9条改正を叫ぶ。他方、護憲論者は第9条こそ「一級国」の証しだと頑張る。信条としては護憲論者を支持したい。だが心情的には護憲論者も好きになれない。すくなくならぬ部分が護憲を理由に、つまり「改憲論につけこまれるから」と、在日外国人参政権に反対するのが現実だからである。平和憲法を護るためには、在日韓国・朝鮮人が参政権を奪われていても仕方がない。こう言わんばかりである。

第一級の憲法のもとで、「在日」は永遠に「二級市民」に留まる。この「恐ろしい現実」に、護憲論者はあまりに無自覚すぎる。「改憲」されて戦争になったら兵隊に行く覚悟があって、『在日』は参政権を要求しているのか」とのたまう護憲論者もいる。そんな者は真の護憲論者ではないといふかもしれない。私も同感である。だが在日の参政権にまじめに取り組んでいる護憲論者がどれだけいるだろうか。嫌みっぽくいえば、護憲論の現実は「ニセモノ」ばかりということになる。この現実を克服しない限り、護憲論は改憲論に勝てない。

在日党活動経過報告

- 92年6月1日 政治資金規正法（第6条）の規定に基づき、自治大臣・大阪府選挙管理委員会に「政党届け」を行い、受理される。
- 6月4日 東京の中央選挙管理委員会にて、参議院・比例区の事前審査を受ける。「戸籍抄本でしか氏名確認ができない」と審査が拒否される。
- 6月8日 大阪生野区の在日党事務所にて、事務所開き。
- 6月17日 大阪選管にて参議院・地方区の「事前審査」。これも戸籍抄本がないからと審査拒否。
- 7月7日 法務省供託課に参議院・比例区および地方区の立候補に必要な「供託金」を納付、合計4200万円を受理。
- 7月8日 参院選公示日、大阪選管・中央選管とも、在日党の立候補届けを不受理。正式に「門前払」となる。大阪・鶴橋駅にて「第一声」。在日党の選挙戦が再スタート
- 8月2日 外国人からの寄付の受領禁止を定めた、「政治資金規正法」（第22条の5）の不当性に抗議、大阪府警に「自首」。一時間あまりの事情聴取のうえ、嫌疑不十分で「釈放」。
- 8月10日 選挙戦で集めた「外国人参政権署名」（9453名分）を自治省に提出、参政権実現を求める。
- 93年2月18日 参院選立候補の「門前払」に対し、違憲・違法を訴えて大阪地裁に提訴。被告国側に450万円の国家賠償金の支払いを求める。同日、提訴集会を開催。
- 5月7日 大阪地裁にて「在日党事件」第1回公判。国側は全面的に争う旨の「答弁書」を提出。
- 5月9日 在日党主催の集会で、次期衆院選の在日党公認候補者を発表。大阪3区に李真美（り・まみ）、東京10区に李英和を擁立、同日、在日アメリカ人のD. クビアック氏が、京都市長選（今年8月）への立候補を正式に表明。

国際社会における名誉ある地位

福井原告 李 鎮哲

つい先日(5月3日)は、日本の憲法記念日であった。あらためて憲法を読み直してみた。私は、特に前文の中の「我らは専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。」の、格調高く崇高な理念といえる文言が目につくが、現実と思い比べると、残念ながら空念仏としか聞こえない。日本人のみを対象としたものならいざ知らず、定住外国人に対する処遇についていうならば、この前文は可哀想にも身の置き所がないのではないだろうか。

差別や偏見には、社会的なものと制度的なものがあるとして、前者の止揚については、教育と相当な時間を要するものであることは否定できないが、後者についてはその国の為政者の質と姿勢如何に左右される。

私たちが問題とする定住外国人の、少なくとも地方参政権付与に関しては、憲法上にはなんら支障となる条項は見当たらない。日本の為政者において、国民国家概念のドグマから脱皮した理念と、先進諸国における定住外国人の参政権の現状、将来的趨勢に対する視野、洞察力を持ち合わせているか、否かが、制度の在り方に直結してくる。その持ち合わせもなく、世界人権規約の議定書さえ批准しようとししない国が(発展途上国を含めて半数以上が批准している。議定書を批准しなければ規約に反しても国際機関が取り上げて処理できない)、PKOのみならず、国連の安全保障理事会の常任理事国のポストを望むにおいては、継子を冷遇する「偏狭」な心性の持ち主が、PTAの役員にならんとするが如しである。

「国際社会において名誉ある地位を占める」ためには、まず、為政者自身が、もう一度原点に立ち戻って基本的人権を考え直す作業をなすべきである。

アンニョンハシムニカ 参政権・

定住外国人に参政権を求める第2回全国集会

★シンポジウム

テーマ： 改憲？・護憲？・それとも……。

在日外国人と日本国憲法

パネリスト紹介： 浦部 法穂（うらべ・のりほ）

1946年愛知県生れ・東大法学部卒

神戸大学法学部教授・国際人権法学会理事ほか

著書…憲法学教室Ⅰ・Ⅱ（日本評論社）

憲法と『国際人権』—『外国人の参政権』を

中心に。他

山川 暁夫（やまかわ・あきお）

1927年福岡県生れ・東大経済学部卒

大阪経法大学教授

山川事務所を主宰、内外政治・経済・軍事・労働に関する評論活動に従事

梁 泰 昊（ヤン テ ホ）

1946年大阪府生れ・関西大学文学部史学科卒

フリーライター・民族差別と闘う連絡協議会会員

著書…サラム宣言（神戸学生青年センター）

知っていますか？在日韓国・朝鮮人問題一問一答

（解放出版社）・他

丹 羽 雅 雄（にわ・まさお）

弁護士

大阪弁護士会人権擁護委員会副委員長ほか。

福井・地方参政権訴訟及び大阪・国政参政権訴訟弁護団

定住外国人に選挙権を認めることは憲法違反？

神戸大学教授 浦部法穂

日本国憲法は、「国民主権」の原理に立っている。「国民」が日本の政治の在り方を最終的に決定する権限をもっているとされているのである。したがって、日本国民ではない外国人は、日本の政治に参加する権利を有するものではなく、外国人に参政権を与えることは「国民」以外の者に日本の政治のあり方を最終的に決定する権限を与えることとなるから「国民主権」の原理に反し、憲法違反であるというのが、少なくとも法律家の間での「常識」であった。いま、定住外国人に選挙権を認めないのは憲法違反だとする訴訟がいくつか提起されているが、これまでの法律家の「常識」からすれば、全く逆に、定住外国人に選挙権を認めることは憲法違反、ということになるのである。だから、定住外国人に参政権を求めるという運動は、従来の法律家的「常識」に、まさにコペルニクス的展開を迫るものとなる。コペルニクスの場合には、ついに天動説の誤りを科学的に証明し、自説の正しさの承認を勝ち取ることに成功したが、それでも、そこまでの道程は、決して容易なものではなかった。外国人の参政権をめぐる法律家的「常識」は、私から見ればまさしく天動説にはかならないものであるが、この場合には、その誤りを数式で証明することが不可能であるだけに、これを覆すには、コペルニクス以上の困難を覚悟しなければならぬであろう。

しかし、統治の客体でありながら政治参加の権利を否定された人々が現に存在するという、この矛盾——民主政原理にとっての矛盾——は、やはり、従来の法律家的「常識」の誤りを示しているのであり、こうした間違った「常識」は、いずれは克服される運命にあるはずである。そのキーポイントとなるのが「国民主権」原理のとらえかたである。本日はここに焦点を当てて話してみたいと思う。

《レジュメ》

1 日本国憲法における「外国人の人権」と「外国人の参政権」

- ・外国人の人権＝権利性質説（通説・判例）←「人権」の前国家性+憲法上「国民」という言葉が必ずしも厳密な意味で用いられているわけではないこと。（英訳では10条以外は、「国民」=people）
- ・参政権＝人が生まれながらにしてもつ権利という意味での「人権」ではなく、主権者としての「国民」の憲法上の権利（ただし参政権概念の多義性に注意）→参政権の権利主体は憲法によって定められる（国民主権原理）。
- ・外国人の参政権＝権利主体たる「国民」ないし「住民」に外国人も含み得るかの問題→「国民主権」（国政レベル）および「地方自治の本旨」（自治体レベル）をどうとらえるか。

2 「国民主権」原理と「国民」

- ・「国民主権」原理にいう「国民」の意味＝「国民主権」原理に基づく統治体制を確立するうえで「国民」（主権者）の範囲を画定する前提として「国籍」の明確化が必要→「国籍」が「国民主権」の内容を規定したのではなく、逆に、「国民主権」が「国籍」の内容を規定。
- ・国境を越えた人の移動の常態化→主権者たる「国民」と「国籍」との不一致→主権者たる「国民」を「国籍保持者」に限定し得ない状況。
- ・国民主権＝民主政の原理ととらえる以上、「国民主権」原理にいう「国民」を「国籍保持者」に限定することは、原理的に誤り。

3 「国民主権」原理と「地方自治の本旨」

- ・地方自治の本旨＝人権保障と民主主義の実現→国の制度も同様の目的をもつが、国の制度だけでは不十分であり、地方自治が不可欠であるということ→住民自治とそれを確保するための団体自治。
- ・国民主権の基礎としての住民自治＝住民自治の積み上げとしての国政→国民主権
- ・地方参政権と国政レベルの参政権を区別することは正当ではない。（15条の「国民」と93条の「住民」との用語上の違いを過大視すべきでない）

解釈合憲か、改憲か

梁 泰昊

在日韓国・朝鮮人は今、日本国憲法に直面せざるをえなくなっている。その理由は大きく二つに分けられる。第1には、1991年1月の日韓外相覚書をどう受け止めるかということである。つまりここでは、在留の資格、外国人登録法、民族教育、公務員採用選挙権について述べられているが、いずれも基本的に「外国人」であることの制約を乗り越えたものではないという点である。それは、既に1991年問題を論議する中で、予測できなくなかったことであるが、出発点において日韓法的地位協定に根拠を置いている以上、その枠からはみ出すことはなかったといえる。

第2には、上記のこととも関連するが、当面する運動課題が、公務員採用、無拠出型年金、参政権、戦後補償と、いずれも国民と外国人を峻別する問題としてたち表れているという点である。すらわち、これらの要求は、いずれもダイレクトに憲法の解釈をめぐる議論に結び付けられる。そこでは在日韓国・朝鮮人を含む定住外国人を、憲法で言うところの「国民」として扱え、との主張がなされている。言わば解釈合憲論である。

しかしながら、例えば公務員採用の国籍条項撤廃という課題において、自衛隊の国籍条項をなくせとの声はまだ上がっていない。また、憲法上の国民として位置づけるにしても、第1条（天皇制）にはまだ抵抗感があるのも事実であろう。とすると、解釈合憲論は、気に入るものだけをチョイスする、つまみ食いのものになるといえる。

けれども、憲法概念のなかに含み込む以上は、権利も義務も含めて、丸ごとのみ込まざるをえないのではないだろうか。実体的には、教育・勤労・納税の三大義務を果たしていると主張するのであれば、なによりもまず、そのことを確認しなければならない。

一部の条項にある「国民」に、在日韓国・朝鮮人を当てはめるよりは、すべての条項に当てはめる方が、辻褄がつけやすいと思われる。ただしその場合、外国人であることの根拠性をなくす恐れがあることは指摘しておくべきだろう。それもまた嫌だとすれば、総司令部案第16条のように、「外国人は平等に法律の保護を享有する権利を有する」と、改憲するしかない、ということになりはしないだろうか。

在日・滞日外国人と日本国憲法

丹羽雅雄（弁護士）

国際的な人の移動に伴って、日本社会にも毎年390万人の外国人が来日している。このうち90日を越えて滞在し、在日する外国人（外国人登録者）は、1991年12月末現在で、121万8,891人である。その内訳は、戦前・戦中の植民地支配の結果在日を余儀なくされた、いわゆる旧植民地出身者とその子孫である在日韓国・朝鮮人が69万3,050人、在日中国人が17万1,071人。さらに、就労在留資格で働いている外国人が約20万、中南米から来日している日系人労働者とその家族が約20万人。また、在留期間を越えて日本に滞在している超過滞在者は、1992年11月1日現在で29万2,791人である。このように、日本社会は異文化を有する150万を越える外国人が在日・滞日しており、いわば「多文化社会」の実態が形成されつつある。問題は、かかる日本社会の実態のなかで、如何にして基本的人権を尊重し合いながら、差別なく共に生きる社会を創造していくかにある。日本社会はいまだに戦前・戦中の植民地支配の清算と、アジアの人々に対する戦争責任・戦後補償を実施していない。敗戦後から現在にいたるまで、在日・滞日外国人は、外国人である（国籍が異なる）という理由で基本的人権の享有を認められなかったり、参政権の保障を含む政治参加や公務就任権を拒否され、就職や入居差別など数々の社会差別を受けている。また、超過滞在者の場合は、国籍と在留の二重要件によって、人身売買や労災事故の隠蔽、生活保障の無権利状態など著しい人権侵害と差別を受けている。

日本の外国人法制は、外国人管理（入管法）と登録（外登法）で成り立っており、外国人に対する人権保障法や差別禁止法は存在しない。日本国憲法も、第3章「国民の権利・義務」と規定し、第10条以下は「国民」の権利と明記している。そして基本的人権も「性質の許す限り」、「在留の枠内」で保障されるに過ぎない。また参政権を含む主権行為は、「国民＝国籍＝民族」という解釈・運用によって、在日・滞日外国人にはこれを認めない。そして、日本国と日本国民を統合するものとして天皇制が存在する。

「国際貢献」の名で9条改憲が叫ばれている今日、反差別・人権・異文化共生の視点から、基本的人権と主権行使の内実を問い返し、如何なる日本社会を創り出すかは緊急の私たちの課題である。

1 「外国人の人権」論と外国人の「参政権」

（1）あらためて説明する必要もないことであるが、外国人の人権についての、これまでの憲法学の通説は、権利の性質上日本国民のみを対象にしていると考えられるもの以外の人権は、外国人に対してもその保障が及ぶ、とするいわゆる「性質説」であり、判例もまたこの説に立つものとみられる。そして、権利の性質上外国人には保障されない人権として、通常あげられるのが入国の自由、社会権、および参政権である。これ以外の人権は、外国人に対しても、保障が及ぶとされているが、ただその場合にも、日本国民と全く同様の保障が及ぶ訳ではなく、外国人であるということに基づく特別の制限を受けることがある、とするのが通説・判例の立場である。

ここで外国人というのは、もちろん日本国民以外のもの、すなわち日本国籍を持たないもののことである。すなわちここでは日本国籍の有無ということが、人権保障の度合いを決する基準とされているわけである。しかしながら、もともと、人権というものは「人が人であるということにのみ基づいて当然にもつ権利」というイデオロギーを基礎にした観念であるから、その人権の保障について、何ゆえに「国籍」が問題になるのかということは、理論的にも当然、問題になり得るところである。「国籍」は人の自然的属性ではないから人が人であるというその自然的属性に基づいて有するはずの「人権」の保障が、「国籍」によって左右されるというのは、そもそも理屈に合わないのではないか、と言うこともできるからである。そしてまた、日本国憲法の構造上も、日本国籍の有無は法律の定めによって決まることになっている。法律によって決まる地位が、憲法上の権利の享有に決定的な意味を持つというのも、筋の通らない話というべきであろう。

こうした「理屈」の問題と同時に、さらに「現実」の問題が存在する。すなわち、日本に在留する外国人の圧倒的多数が、日本社会に生き、日本を生活の本拠とする、いわゆる「定住外国人」であり、しかもその中でさらに圧倒的多数を占める人々は、もともと本人の意思に関わりなく、日本が勝手に日本国民（帝国臣民）にし、そのあげく、また勝手に外国人にしてしまった人々、及びそれらの人々の子孫で日本で生まれ育った人々である、という現実である。これらの人々は実際に日本社会の一員として生活しており、日本国民と全く変わりのない生活をしている。にもかかわらず「国籍」が違ふというだけで、これらの人々に対する人権保障の問題が「外国人の人権」の問題とされ、そのことによって、現実に、極めて不合理な結果がもたらされているのである。

こうしたところから、近時の学説においては、「外国人の人権」の問題を日本国民か外国人かという二者択一的区分によって一律に考えるのではなく、対象となる外国人にもさまざまな類型のものがあることを考慮に入れて、保障の有無ないし程度を考えるべきだ、とする見解が、支配的になりつつある。そしてこうした観点からすれば、少なくとも日本の地で日本国民と全く変わりのない生活をしている「外国人」については、日本国民と全く同等の人権保障を受けると解するのが、筋だということになる。今日では、少なくとも学説のレベルでは、《外国人だから日本国民と違った人権制約を受けるのは当然である》式の論法は、もはや通用力を失ったということができよう。しかしながら、にもかかわらず、参政権に関する限りは、学説レベルにおいても、外国人は当然別だとする見方が、依然として圧倒的多数を占めているようである。

（2）もちろん一口に参政権と言っても、具体的にどのような権利をそこに含ませるかによって、議論の方向は一様ではない例えばいわゆる「公務就任権」は、広い意味では参政権的な要素を持つ権利ではあるが外国人の公務就任を広範囲に排除するいわゆる「当然の法理」に対しては、批判的な学説が少なくない。あるいはまた、政治活動の自由・政治的表現の自由についても、その参政権的機能はむしろ狭義の参政権とされる選挙権・被選挙権以上に重要なものと考えられるが、だからといって、それが外国人には一切保障されないとする学説は、ほとんどない。しかし他方、これらの「参政権的権利」はまさに「参政権的」であるがゆえに、外国人に対しては、日本国民と全く同等の保障が及ぶわけではない、ということも、学説上の「常

国民主権の実質は、そもそも論でいけば、ブルジョワ支配の正当化イデオロギーであった。すなわち、市民革命によって権力を自らの掌中にしたブルジョワジーは、支配の正当化のより所を「国民意志」に求めながら、しかし、民衆の政治参加を排除するためのイデオロギーとして、「国民主権」の原理を用いたのである。そこでは、実在する国民意思とは完全に切断された、「国民代表」によって創出される「国民意思」が支配の正当化根拠とされた。しかし、にもかかわらず、ブルジョワジーの権力が、「ブルジョワジー主権」ではなく「国民主権」、すなわち、治者と非治者の同質性という超階級的な普遍性をもった原理を掲げなければならなかったというところに、「国民主権」の実質の発展契機があったといえる。かくして、とりわけ産業革命以降、労働者階級が成熟してくるに及んで、社会の多数を占める労働者階級を排除したところで創り出される「国民意思」と現実の国民意思との隔たりが、明白なものとなり、実在する国民意思と切り離された「国民意思」によっては、もはや、支配の正当性を弁明することが困難になってくる。「国民意思」を支配の正当化根拠とする限り、その「国民意思」は、現にある国民意思の反映としての形を整えなければならない。「国民意思」による権力の正当化原理としての「国民主権」原理は、こうして、実在する民意に基づく政治、すなわち民主制と同義のものとしての実質を与えられることとなる。政治理念としての民主主義は、一言でいえば、人民による自己統治である。すなわち、自己の政治的決定に自己が従うということである。したがって、政治的決定に従う者は、当然、その決定に参加できるのでなければならない。「国民主権」が民主主義と同義のものとしての実質をもつものであるとするならば、そこでの主権者たるべきものは、民主主義の観点から、その政治社会における政治的決定に従わざるをえないすべての者であるということができよう。それは、要するに、その政治社会を構成するすべての人である。

政治社会を構成するすべての人に、その国の「国籍」が付与される場合には、「国民主権」の「国民」は「国籍保持者」に限られることになる。そして、かつては、おそらくそれが通常であったといえるのかもしれない。しかし、少なくとも今日のように、国際的な人の移動が常態的に行われている状況の中では、「国籍」を異にしたままその国に住み着いて生活する人が、特別な例としてではなく、存在することになる。これらの人々は、そこで実際に生活をしていくのであるから、その滞在国の政治的決定に従わざるをえないこととなる。したがってこれらの人々が、滞在国における政治参加の権利を主張するのは、きわめて当然のことであるといえる。外国人労働者問題を抱えるヨーロッパ諸国において、近年、外国人の選挙権の問題が議論されているのは、まさにそのためである。

ひるがえって日本の場合には、その「国民主権」原理は、すくなくともそれを民主主義と同義の実質をもつものとして理解する限り、当初から、主権主体を「国籍保持者」という意味での「国民」に限定することができないという現実を抱えていたのである。したがって私は、日本においてこそ、「国民主権」の「国民」とは何か、本来真っ先に議論されなければならなかったはずだと思うのである。にもかかわらずこれまでの学説が、「国民主権」の「国民」を当然に「国籍保持者」の意味においてとらえて来たことには、はたして何か確固たる理由があったのであろうか。私にはそれが、思い込みの呪縛以上のものではなかったように感じられるのである。

以上、外国人には参政権は保障されないとする学説上の「常識」に対して、私の疑問を述べてきた。私の疑問は一言でいえば、ほかの人権と同じように、参政権についても、また、重要なのは、「国籍」ではなく「生活実態」ではないのかということである。「生活実態」という概念は、主権者の範囲を画定する概念としては、「国籍」のような明確性に欠けるといわれることもある。しかし、また、「国籍」そのものについても、例えば、重国籍者の外交保護等の問題に関し、いわゆる「実効的国籍」の原則によって、まさに「生活実態」による解決がなされている点を考えれば、「国籍」が「生活実態」より明確であるとも、必ずしも言えないであろう。日本における政治的決定に従わざるをえない「生活実態」にある外国人には、選挙権を保障すべきである、と言う議論は、私にはそれほど荒唐無稽なものとも思われぬのである。

識」となっているようである。いわゆる「定住外国人」の公務就任権を広く認めるべきことを主張する学説も、例えば、「国会議員、国務大臣、裁判官、外交官、自衛官、検察官などから外国人を除外することは認められる」とか、「公権力の発動として人民に対する命令強制を内容にするような職務」については外国人を任用できないなど、日本国民とは異なった制約のありうることを、当然の前提としている。また、外国人の政治活動の自由に関しても、無限定に認められるとする説は、以前として少数説であり、「日本国民の政治的意志ないし政治的意見の形成に対する直接かつ著しく不当な妨害ないし干渉を排除するのに必要な最小限の制約はやむをえない」、というあたりのところが、常識的な無難な線と考えられているようである。

これらの制約は、公務就任権の場合も政治的活動の場合も、ともに、外国人によるこうした行為が、何らかの具体的弊害をもたらすというところから語られているものではない。例えば外国人が国会議員になったら、具体的にどのような弊害があるのか、ということは、必ずしも具体的に吟味されているわけではないように思われる。要するに、外国人だからダメだ、というのである。そして、その理由は、外国人には参政権が保障されていないからである。これは、結局、参政権が外国人に保障されないのは当然である、という観念に縛られている結果である。そして、こうした「常識」から出発すれば典型的ないし狭義の参政権である選挙権・被選挙権が外国人に保障されないのは、議論の余地もないほど当然のこととなる。逆に、外国人に選挙権・被選挙権を認めることは、「国民主権の原理」に反するとさえいわれることとなるのである。最も外国人の選挙権の問題も、地方自治体レベルのそれに関する限りは、近時、学説の議論がある。すなわち、日本国憲法上、地方自治体のレベルにおいては、いわゆる「定住外国人」に選挙権を認めることも可能である、とする見解である。その論拠は、要するに、自治体レベルで外国人に選挙権を認めても「国民主権」原理に当然反するというわけではなく、逆に「住民自治」を中核とする「地方自治の本旨」からすれば、「住民」たる外国人の政治参加を排除することは、むしろ、「地方自治の本旨」にそぐわないことである、といったところにある。ところがこれらの説も、こと国政レベルになると、例えば、「国民主権原理は『国民』のみが国家権力行使の正当性の源泉であることを要請する」といった理由で、外国人の選挙権をみとめることは、「国民主権原理」に反しているとしているのである。しかし、問題は、「国民主権」という場合の「国民」が果たして日本国籍保持者という場合の「国民」に限られているのかどうかなのであるから「国民主権原理」が「国民」に正当性の淵源を求める原理であるということから、直ちに外国人は除外されると帰結するのは、いささか、論理の飛躍があるというべきであろう。

2 「国民主権」と「国民」の概念

(1) そこで、問題は、「国民」という言葉である。日本に即していえば、「国民」という言葉が、厳密には、日本国籍を有するものをさすことに、疑いをいれる余地はない。しかし、また、「国民」という言葉は、必ずしもつねにその厳密な意味において用いられるというわけのものでもない。日常的な用法においてはもとより法律上の用法においてすら、そうである。一例を挙げれば、例えば、行政不服審査法は、第一条で、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し国民に対して広く行政庁に対する不服申し立ての道を開くことによって、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」と定めている。しかし、この法律に基づく審査請求などをなし得る者は、「違法又は不当な行政処分によって、直接に、自己の利益又は利益を侵害された者」であり、「国籍、性、年齢のいかんを問わない」とされている。したがって行政不服審査法第1条にいう「国民」は、日本国籍保持者という意味での「国民」ではないということである。

また、憲法の場合にも、やはり同様に「国民」という言葉を常に厳密な意味で用いているわけではない。憲法第3章が、「国民の権利及び義務」という標題になっているにもかかわらず、「外国人の人権」ということが問題にされるのはまさにそのことを意味している。そしてまた、憲法第3章の個々の規定をとってみても、そこにいう「国民」がかならずしも日本国籍保持者の意味ではないということは、「外国人の人権」を巡るこれまでの学説・判例においても、承認されているところである。

要するに、法律上の用語としての「国民」は、日本国籍保持者を意味する場合もあれば、広く日本の統治権に服する者、日本に住むものを意味する場合もあるのであって、憲法でも法律でも、「国民」と書いてあるからそれは日本国籍を有するもののことであって外国人を含まない、と簡単にいってしまうわけにはいかないのである。とすれば、「国民主権」だから当然外国人を含まない、とする論理も、そう簡単に成り立つものではないはずである。「国民」が日本国籍保持者を意味するのかどうかは、それぞれの原理や規定の趣旨に即して考えなければならないのであって、そのことは、「国民主権」原理についても同様とすべきなのである。

(2)「国民主権」という場合の「国民」が日本国籍保持者を意味するのかどうかは、結局のところ「国民主権」原理をどのような趣旨の原理として解すべきかに帰着する。

「国民主権」の原理は、そもそも絶対王制の権力を支えた「君主主権」論に対する対抗概念として登場したものである。それは、「君主」ではなく「国民」が主権者である、とする原理である。すなわち、そこでの「国民」は、君主及び封建的特権層以外の非特権層を総称するものであったのである。その意味で、それは、国籍保持者という意味での「国民」ではなかったといえる。すなわち、「国民主権」のそもそもの趣旨は、「国籍をもつものが主権者だ」ということではなく、「国民」とは異質な「国民」のうえに立つ権威による支配を排除する、というところにあったと理解することができるのである。要するに、治者と被治者の同質性のイデオロギーである。このイデオロギーによって、新たな支配者として登場したブルジョアジーは、「神」によって正当化された絶対君主の権力を否定し、自己の権力を正当化することができたのである。

もちろん、「国民主権」原理の「国民」が、国籍と無関係であったわけではない。1791年フランス憲法における「国民主権」の「国民」は、「国籍保持者の総体」を意味したのであり、選挙資格には、「フランス人であること」が一つの要件とされていたように、「国民主権」原理と国籍とは、むしろ、密接な関係に立つものであった。こうしたところから、「国民主権」は「国籍をもつものが主権者だ」とする原理であると理解されることになるのである。ただ、ここで注意しなければならないのは、「国籍」という観念についてである。すなわち、もともと、「国籍」という観念は、近代市民革命以後、まさしく「国民主権」原理に基づく統治機構のもとで、重要な意味をもつにいたったのであり、それ以前から確固としたものとして確立されていたわけではない、ということである。まさに、参政権を行使し得るものの範囲を画定する前提として、「国籍」の明確化が必要とされたわけである。単純に図式化していえば、「国民主権」原理の前に「国籍」が確定されていたのではなく、主権者足り得る者に「国籍」が付与された、ということである。そして18世紀末から19世紀初頭のヨーロッパにおける、民族主義的思想は、封建社会を支えた地縁的つながりよりも、「民族」としての血縁的つながりを重視する血統主義の国籍法制を生み出すことになったのである（逆に、移民社会のアメリカでは、出生地主義が採用されることとなった）。こうした「国籍」観念のそもそもの沿革からいえば、「国民主権」原理と「国籍」観念とは、不可分の関係にあるとはいえ、しかし、「国籍」が「国民主権」の内容を規定したのではなく、むしろ「国民主権」が「国籍」の内容を規定したとみるべきであろう。こうした見方が正当であるとすれば、「国民主権」原理を「国籍をもつ者」による権力の正当化原理ととらえるのは、必ずしも正確なとらえかたではない、ということになる。主権者たるべき者には「国籍」が与えられるという前提のもとにのみ、「国民主権」原理は、「国籍をもつ者」による権力の正当化原理となりうるものである。逆にいえば、もし何らかの事情によって、その前提がない場合には、「国籍をもつ者」だけではその権力を正当化しえない、ということになるはずである。要するに、「国民主権」原理の「国民」が具体的にどの範囲の者をさすかはどの範囲の者が主権者であるべきかによるのであって当然に「国籍保持者」に限られるというものではないのではないか、ということである。

(3)そこで、次の問題は、どの範囲の者が主権者であるべきか、である。今述べたとおりこの問題に対して、「国民主権だから国籍保持者が主権者であるべきものだ」と答えたのでは、全く答えにならない。この問題に対する答えは、「国民主権」の実質から導き出されるのでなければならない。

集会賛同者からのメッセージとお名前

徐 龍達（奈良県 国際在日韓国・朝鮮人研究会）

地方参政権を求めるわたしの主張は、わたしが法律の門外漢であることを自認したうえで、「戦略的人権擁護運動」として展開したものです。地方参政権の法理は、生きた人間の良心を持つ法学者に譲りましょう。市民を管理抑圧する法体系をそのまま鵜呑みにして、古い六法全書の解釈学に終始する法学者は、もはや過去の遺物にすぎないのです。国際人権の潮流は、内外人平等など、定住外国人の市民的権利を保障し、それを拡大する方向にあります。それでも、日本社会の構成員である定住外国人の市としての権利は、決して座して与えられるものではなく闘い取らなければなりません。その貴重な闘いを通じて、私たちは住みよい日本社会を築く主人公の一人となり、真の国際化を実現させる担い手になれるのです。21世紀はアジア市民のものです。国籍差別の不条理を克服し、個人の実質に応じて平等に共生しうるアジアの社会は、まず日本における地方参政権の獲得から開かれるであります。

外山雄三（東京都 音楽家）

いままで、わたしたちがもっと大きな声で、このことについて発言しなかったのは、とても恥ずかしいことだと思います。自由・平等・連帯は、特にイサマシイことでもなく、新しいことでもなく、ごく当たり前の近代思想と呼ばれるものの範囲です。わたしたちの仲間、わたしたちの大切な友人が、不当に奪われている権利は、いますぐに取り戻すべきだと考えます。

福岡安則（千葉県 大学教員）

定住外国人にも参政権が認められるべきことは、三重の意味で当然だと思います。第一に、納税などの義務を果たしている以上、参政権などの「権利」も認められるのが当たり前です。第二に、定住外国人の大部分を占める在日韓国・朝鮮人が日本に定住するに至った歴史的経緯を鑑みると、とりわけ戦後補償の問題をなお積み残している現状を考えると、当事者に一定の制度的な発言権が保証されるのが当然で、その意味でも定住外国人には参政権が認められるべきだと思います。第三に、人権はあらゆる人間に同等に保障されるべきであって、人権に対する制約は限りなく限定されるべきだと考えます。その意味からしても、日本社会に、あるいは地域社会に定住している「住民」たる定住外国人に参政権が認められるのは当然です裁判の勝利を願っています。

松下信之（神奈川県）

わたしのつれあいも外国人です。

参政権がなければどうしても自分の町に誇りと責任が持てなくなります。一定年数以上日本に在住するすべての国籍の外国人に参政権を。

平岡 實（埼玉県）

納税だけではなく、参政権を西欧並に認めろ！

在日党（高槻市）

次期衆議院選挙、在日党公認候補者

大阪3区・・・李 真美（り・ちんみ）

東京10区・・・李 英和（り・よんふぁ）

上記2名で参加します。在日党は政権党への脱皮を目指し、政界再編の主導権を取るべく奮闘します。福井の皆さんも頑張ってください！

中村尚司（京都市）

自治体行政への外国人参加は不可欠だと考えます。定住外国人納税だけではなく参政権は、国政参加と自治体参加とを分けて取り組み、後者を最優先すべきでしょう。

羽場頼三郎（岡山市 市会議員）

わたしも友人たちと10年近く、在日外国人に参政権を！という運動を続けています。周囲に少しずつではありますが、理解が生まれて来ました。近いうちに何か形のあるものにしたいと考えているところです。既に大きな動きを作り出している皆さんに心から敬意を表したいと思います。一緒に頑張りましょう。

原口 徹（北九州市 牧師）

現在国家の意味が大きく変わろうとしています。いや、変えなければならないのです。統治機構から、住民主体になるべきです。この運動は、実に、現在の状況に石を投じるものだと思います。

M・S（つくば市）

ある地域に数年という単位で「住」んでいる場合には、当然その地域の政治に参加する資格があると考えることが自然です。わたしたちの社会は「出自」に非常にこだわる習慣ですが、「出自」はあくまでも精神的・文化的アイデンティティーとして尊重されるべきで、政治的・経済的には現に「住」んでいるという事実が尊重されるべきです。この2者を分けて考える習慣こそわたしたちは獲得すべきだと思います。外国人の参政権を要求する場合、精神的文化的アイデンティティーの問題を掬めないように、慎重に行いましょう。政治的経済的な現実の利益によって前者を失わないように。また、参政権の要求が、日本の文化を損なわないものであることをはっきりと打ち出して。参政権の運動が、外国人の文化的アイデンティティーの尊重に繋がるような連想をふりまかないように。それとこれとは全然カテゴリーの異なる事柄として冷静に扱いましょう。そのような成熟した日本社会を願う一員として、2年で地方参政権、5年で国政権を目標に頑張りましょう。

金 明石（きむ みょんそく）（大阪市）

どんな運動も、その時代の市民にとって、自然な感じを持てたとき、大きな「うねり」となって、その目的を達成できるのではないのでしょうか。昔イギリスで「数日のうちにロンドン中で全く新しい単語を広めてやる」という賭けに勝った男のやり方が

それだった。彼はロンドンの街中にQUIZと書いて回ったのだ。

我々の指紋押捺拒否も、とても自然な感じで運動できたと思う。だからあれだけの支持が得られた。これは我々の人権意識の向上と密接不可分の関係にあると思う。

しかし、我々の参政権の運動は、未だ在日同胞には自然な感じで受け止められてはいない。その理由は我々の市民意識の低さにあると思う。自分の所属する社会に対して文句を言っていく。そしてその社会のありように対して責任を持つ。「参加と責任」は市民の必要条件だ。「言っても無駄なのだ」「選挙権のない在日の我々には責任もないのだ」といった政治的無力感、無責任は民主主義の大敵だ。

我々在日が民主主義を深く理解し、市民意識を高めて行ったときのみ、参政権運動は人々に自然なものとして受け入れられ、盛り上がるだろう。

鉾野保雄（下関市 会社員）

在日外国人の人権確立のために、何といたっても在日韓国・朝鮮人の人権確立の制度化が必要であり、それによって、他の在日の方々の問題も解決の方向に向かうと考えます。

この参政権獲得の運動の勝利は、大変大きな解決の道をもたらしてくれると思います。それは米国の公民権運動と同質であり、黒人以外の社会的弱者にも人権回復の大きな力になったように、本問題解決は日本の人権状況に大きな励ましと法的根拠を与えます。また、全国で行われている同和教育においても、在日韓国・朝鮮人の法的・行政的処遇改善は取り上げられるべきと考えます。

仲原良二（尼崎市 民間連役員）

外国人も当然のことながら住民です。住民自治の原理からして、居住権の必須条件として、参政権が保証されなければなりません。

居住権とは従来ややもすれば、そこに住むだけの権利、イコール居住域の確保というように平板的に理解されて来たのです。しかし本来的に人間として居住する限り、単に住むだけでなく、その地域社会に主体的に参加するという、政治的参加の自由を含めた、全的人間として関わるということから、当然の基本的権利だと考えています。

孫 敏男（ソン・ミンナム）（尼崎市 地方公務員）

「公平性を重んじる日本社会・地方自治」とよく言われているが、当の自治体公務員のほとんどは、公平性という枠から常に忘れ去られている在日外国人の存在を知ってはいても、自信の仕事に照らして考えてみた人は、失礼ではあるが皆無ではなかろうか。この一般的知識人の無知・無関心に支えられている日本政府・地方自治体を変えい行くには粘り強い日本社会に対するアピール・啓発しかないであろう。

梶原清子（兵庫県 牧師）

日本の国策に従って日本に連れられてきたまま帰るところもなくなった人から税金だけ取って、権利はなにも与えないなんて、子供だっておかしいと解ることじゃないでしょうか。日本の政治家は本当に腹の底から腐敗してしまったのでしょうか。当たり前前のことが当たり前前のこととして通る世の中が一日も早く実現しますように、皆々様

のお働きのうえに神の御加護を祈ります。

指紋押捺問題を共に考え学ぶ金沢市民の会（金沢市）

わたしたちの会が、この6年間取り組んできた、指紋押捺、地方自治体職員の国籍条項、国体参加の国籍条項など、すべての問題が在日外国人の無権利状態を物語っています。なぜこうも外国人が排除され、当たり前の権利が護られないのか、というのが実感です。外国人の痛みに対しいくも無感覚な社会が、この社会に住む一人一人を大切にするわけはありません。参政権は、在日外国人の人権の中核的部分だと思います。活発な論議をし、世論に訴えていきましょう。

N・M（坂井町 画家）

このような活動やすべての人権に目覚めようとする運動は、国家とか団体とかいう共同幻想のなかに埋没しないように注意をしなければならないと思います。例えば先の15年戦争中にも、外国人の反日感情を制圧するために「名誉ある日本の軍人にしてあげよう」と、収奪していったことを忘れてはならないでしょう。国家の正体とは国民を統治制御（民衆の利益をコントロール）する機構（システム）であり、多くの場合、政府とそれを操作できる財閥などの実力者のことといえるだろうが、この時点では一長一短、よいことも悪いともあるといえます。問題なのは天皇制を頂点としたピラミッド型の差別構造なのである。観念的であろうとなかろうと、国家とこの神君が結び付くとき国家神道の差別体制が成立していることであり、戦争に突入しているといえなくはないのである。そして国家神道を支えるのは地方自治の神社神道である。

菅 孝行（埼玉県 文筆業）

参政権の獲得がすべてを解決するとは思いませんが、まずは共生の前提づくりの一步として、趣旨に賛同致します。

浅野健一（柏市 団体職員）

在日外国人の地方参政権は当然のことです。税金を払っているのですから。パスポートが違っている人も、その社会で人間として同じ権利をもち生活保障されるのは当然のことです。在日外国人をマスメディアが採用することも大切なことです。現実には排除で、大新聞、通信社でも社員は各社数人もいません。日本という区域に住む人は国籍にかかわらず日本の人民です。人民による人民のための政治でなければなりません

上垣 勝（福井市 牧師）

日本の排外思想の壁が壊れるための貴重な取り組みです。民族・国籍を越えて、定住外国人に参政権が与えられるなら、「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地位を占め」ることができるでしょう。国際社会への参加は軍事貢献によってではなく、在日外国人の参政権を認めるような平和貢献によって、初めて足元からの一步が始まるでしょう。

富永練吉 (福井市 自営業)
大内直子 (宮城県)
小島妙子 (仙台市 弁護士)
崔 文子 (三重県 主婦)
浜田信雄 (大阪市 保育園長牧師)
木村 亮 (福井市 大学教員)
戸 鐘権 (敦賀市 会社員)
嶋田基昭 (勝山市)
大道正道 (敦賀市 団体職員)
H・S (朝霞市)
M・M (福井市)
I・H (福井市 会社員)
長谷川学 (福井市 会社員)
山口賢治 (在バングラディシュ)
道岡淳一 (長崎県 団体職員)
高原一郎 (福井市 会社員)
熊谷康心 (在米 自由業)
芦野順介 (福井市 僧侶)
豊永恵三郎 (広島県 韓国の原爆被害者を救援する市民の会・広島支部長)

ヒッグス・アラン弁護団 (大阪市)
高崎宗司 (東京都 津田塾大学教員)
丹羽雅雄 (大阪市 弁護士)
薛 炳浩 (鳥取県民団鳥取県本部団長)
柳田由紀子 (東京都)
玄 景華 (岐阜県 歯科医師)
西条由紀夫 (福井市 牧師)
李 享佑 (丸岡町 団体職員)
S・T (敦賀市)
T・M (福井市)
J・S (三国町 会社員)
永井一義 (福井市 団体職員)
高橋善雄 (福井市 大学教員)
山崎真次 (武生市 会社員)
中島啓明 (静岡市 団体職員)
イ ヨンヘ (丸岡町 会社員)
窪田亮二 (滋賀県 団体職員)
中地弘志 (東京都 会社員)

21世紀に生きるために、みんなで読みましょう!!

(1) 統 一 日 報

(THE TONG-IL ILBO)

1992年7月23日 (木曜日)

**定住外国人の
地方参政権**

開かれた日本社会をめざして

徐龍達 (編)

代表なくして課税なし。

日本人は、内なる国際化・人権の国際性を考えよう!!

他国移民は地方自治を積極的に考えよう!!

国際移民・外国人参政権の成否を左右する!!

1 定住外国人の地方参政権

2 日本国籍法と外国人の参政権

3 外国人の地方参政権

4 定住外国人の公称就任権

5 外国人の定住と政治的権利

6 ヨーロッパにおける外国人の地方参政権

7 海外に定住する外国人の地方参政権

8 ドイツにおける外国人の地方参政権

9 ドイツ基本法における外国人の参政権

10 国際地方参政権のわきの主張

11 在日韓国朝鮮人と地方参政権

2300

日本評論社

日本評論社 東京・丸の内三丁目

審理続行！第七回口頭弁論5月21日に迫る！

＊裁判官交替で審議振り出しに！？新たな気持ちで裁判所を埋め尽くそう！＊

昨年11月の第六回口頭弁論では、裁判所側がいよいよ窮地に立たされ、各法との合憲性について一歩踏み込んだ（踏み込まざるを得なかった）発言をするまでに追い込んだ。これは、多くの支援者による一万名を超える署名の成果、あるいは審理要請ハガキを「声」として裁判所に送るといった、間接的ながらも効果的な裁判支援行動が勝ち得た結果でもある。少なからず、参政権裁判は今後も審理されることは間違いのないところだ。

がしかし、今回裁判所は2月に予定していた口頭弁論をこの5月に急きょ変更、理由は裁判官の交替というのである。

前回11月の口頭弁論では、裁判所の審理拒否・結審も有り得るとして、これまで以上の緊張感と、それに呼応して一切のスキは与えないといった原告、支援者の力強い行動があった。しかし前述の通り、裁判官の交替でこの裁判は再び厳しい局面に立たされたと言ってもいいだろう。裁判所側もこれに乗じて審理を振り出しに戻すかも知れず、今回の交替裁判官の出方がまずもって注目されるところだ。そして原告や、我々支援者の結束した裁判支援行動が裁判官に対して今後のような判断を生む材料になるのか、これはまさしく今後の裁判を占う意味で重大なことである。交替裁判官に圧倒的な支援者の輪で迫り、事実審理・証人採用を認めさせる、有無を言わせない行動と気迫がこれを乗り切るカギになるだろう。

以上のように、5月21日（金）は参政権裁判の要になる審理である。これまでにない多くの支援者の傍聴で、裁判所を緊張の渦に巻き込もう！そして福井のこの裁判は気の抜けない裁判であることを、改めて交替裁判官に叩きつけよう！

5月21日（金）第七回口頭弁論 福井地裁・午後1時15分開廷（12時45分地裁前集合）

アンニョンハシムニカ 参政権！！

在日外国人に参政権を求める第二回全国集会

事務局：☎ 0776-61-3238（FAX兼）李龍海。

☎ 0776-27-2442 自治労福井県本部。 窪田遊